

液化ガスばら積船の貨物液サンプリング設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) の改正決議 MSC.370(93)は、すでに本会鋼船規則 N 編に取り込んでおり、2016 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。

しかしながら、貨物液サンプリング装置及び雰囲気変化の経過を適切に監視するためのガス採取管装置に関する要件が不明確であったため、規則構成の見直しを行った。

このため、見直しに基づき関連規定を改めた。

改正内容

貨物液サンプリング装置及び雰囲気変化の経過を適切に監視するためのガス採取管装置に関する検査要領が規則と整合するよう改めた。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N5 プロセス用圧力容器並びに液，蒸気及び圧力用管装置

N5.6 貨物移送配置

N5.6.5 貨物サンプリング連結部

-3.として次の1項を加える。

-1. 規則 N 編 5.6.5 の規定は，サンプリング装置を船上に備える場合にのみ適用する。イナートニング又はガスアップによる貨物タンクの雰囲気制御のために使用される連結部は，貨物サンプリング連結部とはみなさない。

-2. 規則 N 編 5.6.5-2.の適用上，サンプル採取口に設ける 2 つの弁は，500 mm 以上離して配置することを標準とする。ただし，本会が適当と認める場合にあっては，この限りではない。

-3. 採取管装置が液体貨物を移送する管に連結されている場合は，規則 N 編 5.6.5 の規定により採取口に要求される 2 つの弁の間には，規則 N 編 5.5.6 に規定される逃し弁を設置すること。ただし，採取端の配置について，2 つの弁の間に残液が滞留しないように考慮され，かつ，次に掲げる措置が講じられている場合は逃し弁の設置を省略して差し支えない。

(1) 採取操作位置に，弁の操作を含める採取手順を示す注意銘板が掲示されていること。

(2) 採取操作位置から 2 つの弁の開閉状態が確認できること。

N9 貨物格納設備の雰囲気制御

N9.1 貨物格納設備の雰囲気制御

N9.1.4 を次のように改める。

N9.1.4 雰囲気変化の監視

規則 N 編 9.1.4 に規定するガス採取管装置については次によること。

-1. 貨物タンク内~~の~~ガス採取端の配置は、貨物の物性、貨物タンク構造及び容量並びにガスフリー及びパージ装置の能力等により定めるものとし、必要な場合、効力試験でガス採取端の配置が適切であることを確認すること。この配置は、一般に貨物タンクの上、中、下の 3 点に設けることを標準とする。

~~-2. 採取管装置には採取側に採取端を隔離するための弁を 2 つ設けること。ただし、当該装置を液体貨物試料の採取のために使用せず、ガス状態のみの採取を行う場合は 1 つの弁として差し支えない。~~

~~-3. 採取管装置が液体貨物を移送する管に連結されており、前 2. の規定により採取端に弁を 2 つ設ける場合は、規則 N 編 5.5.6 に規定される逃し弁を設置すること。ただし、採取端の配置について、2 つの弁の間に残液が滞留しないように考慮され、かつ、次に掲げる措置が講じられている場合は逃し弁の設置を省略して差し支えない。~~

~~(1) 採取操作位置に、弁の操作を含める採取手順を示す注意銘板が掲示されていること。~~

~~(2) 採取操作位置から 2 つの弁の開閉状態が確認できること。~~

-42. 規則 N 編表 N19.1 の f 欄において、毒性ガス検知器が要求される貨物を運ぶ船舶にあっては、貨物蒸気の大気中への放出を防止するため、採取管装置はクローズドループとすること。

~~-53. 前-42. で規定されるクローズドループでは、採取側及び戻り側に弁をそれぞれ 2 つずつ設けること。~~